

助成対象工事の一例

	工事内容	適否	備 考
建物本体の居住部分にかかるリフォーム			
1	住宅の新築、増築、減築工事	×	共同住宅等は除く
2	屋根、屋上等の葺き替え、塗装、防水工事	△	共同住宅等は除く
3	外壁の張替えや塗装工事	△	共同住宅等は除く
4	基礎、土台等の補修、改修工事	△	共同住宅等は除く
5	玄関、サッシ、雨戸等の取替え、改修	△	共同住宅等の場合は専有部分に限る
6	雨どいの取替え工事	△	共同住宅等は除く
7	台所、浴室、トイレ等水回りのリフォーム	△	便器を交換する工事は対象。ウォシュレットのみの交換など便器の交換が生じない工事は対象外
8	システムキッチンの設置工事	○	システムキッチン本体の設置等に伴う組み込みの設置機器は対象。設備機器のみの交換は新たに生じる配管・配線工事のみ対象。
9	間仕切りの変更や内装改修	○	
10	床下収納、掘こたつ、床暖房等の設置	△	設備機器等の設置のみは対象外。
11	床のシート・フローリング・畳等の張替えや交換	○	畳の表替え等含む
12	壁、天井等のクロス等の張替え	○	
13	省エネルギー型給湯設備機器の設置、取替え	△	台所・浴室等の内装工事、システムキッチン・ユニットバス等の設備・交換工事を伴う場合は対象。
14	太陽光発電、太陽熱利用設備	△	他補助制度を利用する場合は対象外。
15	ドア、ふすま、障子等建具の交換	○	ふすま、障子の張り替え含む。
16	カウンター、棚の設置	△	住戸と一体となっているものに限る。
17	防音、断熱等改修工事	△	共同住宅の場合は専有部分に限る。
18	ベランダ、出窓の設置、改修	△	共同住宅の場合は専有部分に限る。
19	スイッチ、コンセント、配線等の電気工事	○	機器設置等に伴う新たな配線等を設置する電気配線工事等も対象。
20	バリアフリー工事、手すり整備等	△	他補助制度を利用する場合は対象外。
21	解体工事	△	解体工事のみは対象外。リフォームに伴うものは対象。
22	公共工事の施工に伴う補償の対象となる工事	×	
23	単なる電話、テレビ、インターネット等の通信回線設備の設置、改修工事	×	
24	単なるエアコン、照明器具等の設置、取替え	×	
25	単なる給湯器の設置、取替え	×	
建物以外及び建物本体の非居住部分にかかるリフォーム			
26	住宅別棟の車庫、カーポート、物置の設置、改修工事	×	
27	併用住宅のうち店舗、事務所等の非住宅部分の改修	×	
28	門扉、ブロック塀等の外構工事	×	
29	庭、植樹、剪定等の造園工事	×	
30	ガス管、水道管等の設置、改修工事	△	リフォームに伴う室内部分のみ対象。
31	浄化槽の設置及び解体、下水管への接続工事	×	
32	防犯カメラ、防犯ライト等の設置、改修工事	×	
33	共同住宅のベランダ部分等の共同部分の改修工事	×	